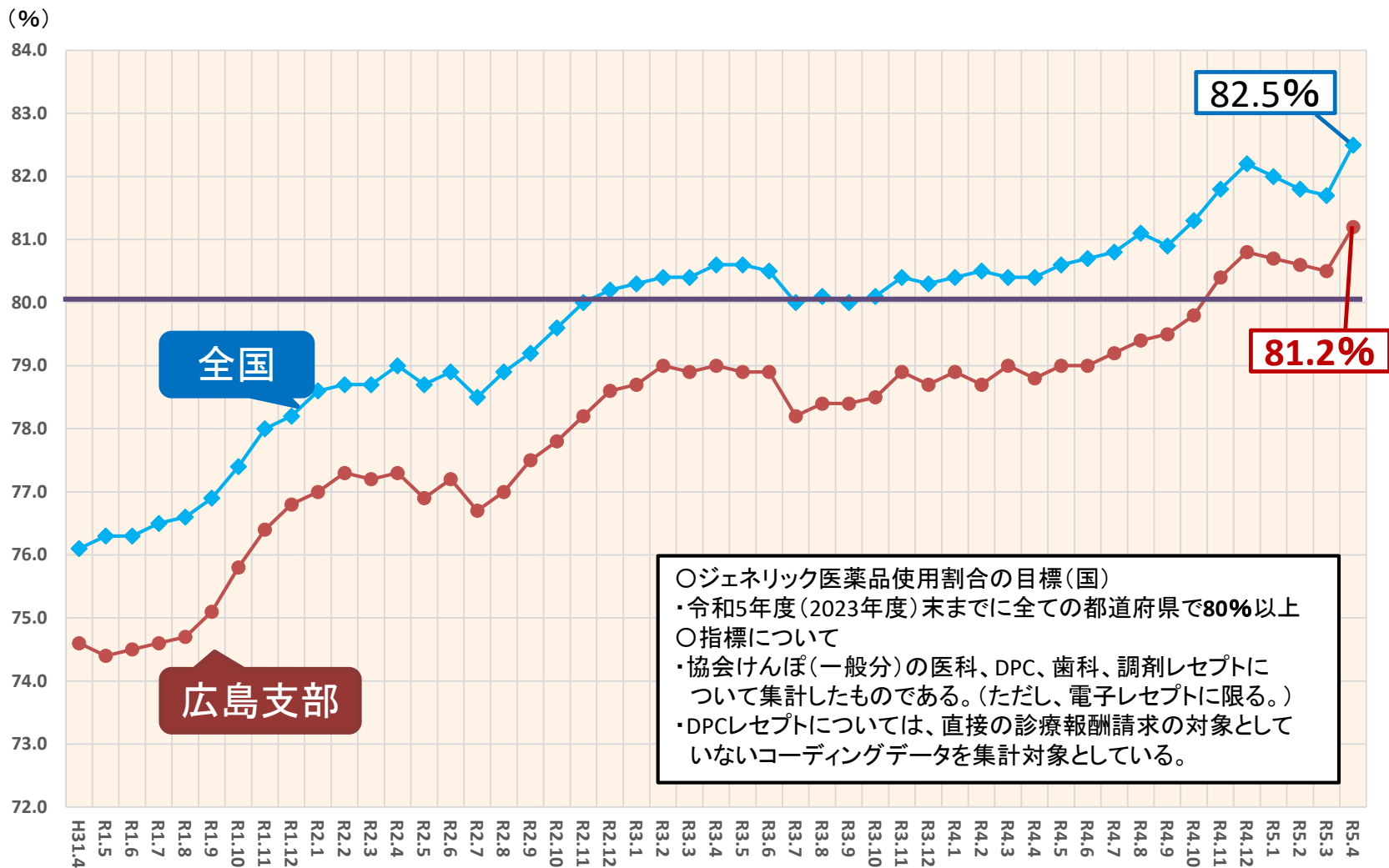
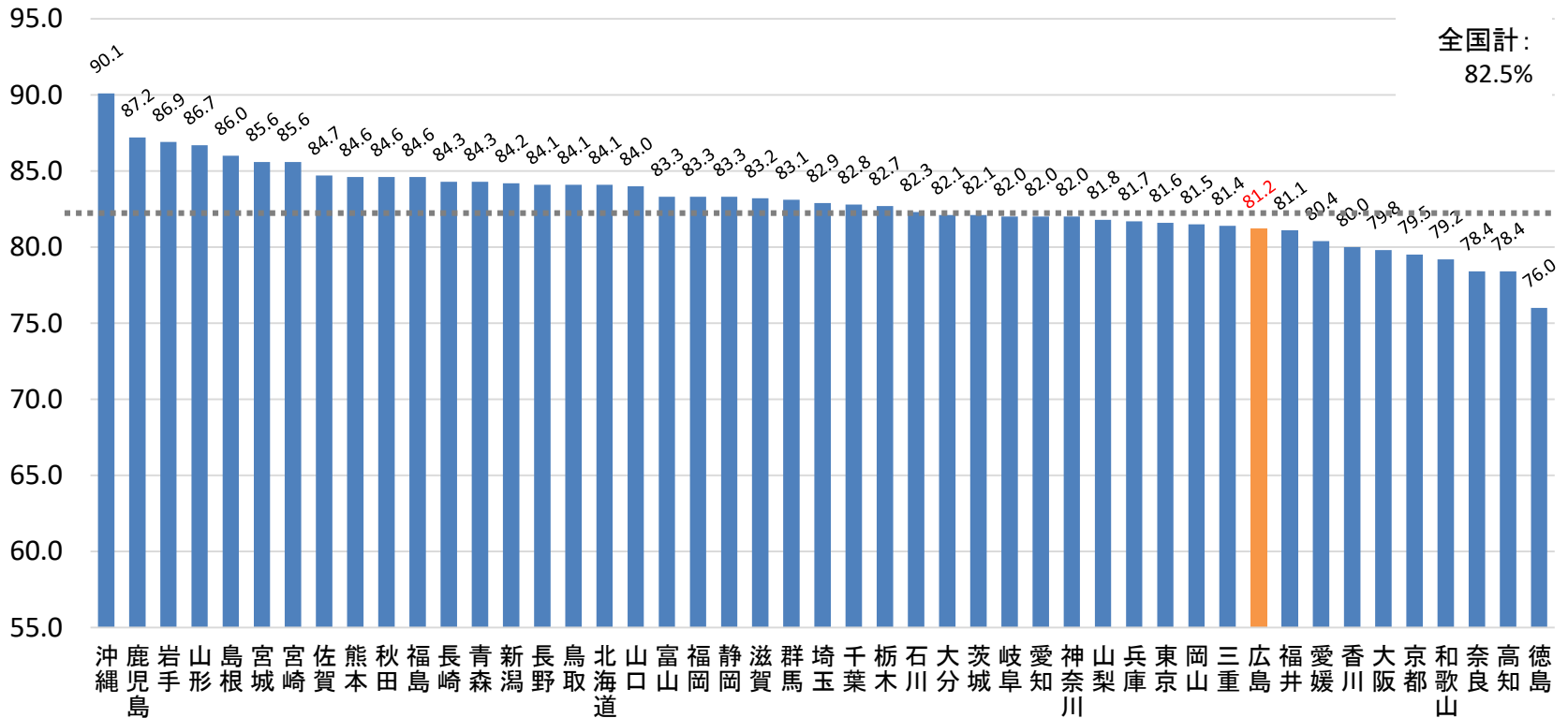


ジェネリック医薬品使用割合



○ジェネリック医薬品使用割合の目標(国)
 ・令和5年度(2023年度)末までに全ての都道府県で80%以上
 ○指標について
 ・協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)
 ・DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

都道府県別ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース) (2023年4月診療分)



- ・協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)
 なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。
- ・「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。
- ・都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。
- ・ $\frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}}$ で算出している。
 医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。